



它山石初編

貞

5
31
4



它山石印

信長 信玄 謙信

源頼朝 義経 兼光

木村高政ヲ讃メ其忠節ヲ信長ノ城守ニ言テ及テテ
の如き一戦國臣ノ心ヲ思ハれ味カシクは大概小舟ノ上ニテ守
るも何人ノ國臣トシテは其ノ心ヲ守ルべし
在りて於人トシテ信長ノ心ヲ守ルべし
亦何にテ其心ヲ守ルべし

門 1 節
號 31
卷 4



它山石初編册之四

信長 信玄 謙信

木村高鼓が續武家閑談に信長の威勢は言語不及びるの妙有り敵國は大に恐れ味方は太祿小身ともに恐るるも保く國民制法に能く服しり故に酷暑の頃は、
東西方旅人も信長公の分國入りては荷物をおろして途中にて熟眠せりとつとも波しして盗賊の患へあらず
ありりとありこれ其政道嚴酷に秀せりと云ふべし

源輝星 輯撰
多真彦 校訂

它山石初編

冊の四

一

乱世にては不思議の至極あり。商屋民戸までも戸を開
するはせざりしと云。又三軍の制法能く整ひて危ふ
ざりしは信玄あり。又士卒法を重んじ、大將を手足の如
に自由小墮はせらるは、謙信ありと云。

三つ折肱を折る

三折肱といふの語、醫家乃故夏より古、今和漢醫書此
序文などに多く見ゆ。語ありたれ、か文でも、其
醫の道小心をつくし、螢雪乃功を積て、其起死回生の工夫
鍛錬此をめに三つ折まで肱を折て、終に良醫とありし
と云の義、小足申、これ大なる得りあり。此語はもと左傳定

公十三季、荀躒言於晉侯曰、君命大臣始禍者、必載書在
河、今三臣始禍而獨逐鞅、刑已不鈞矣。請皆逐之。冬十一
月、荀躒、韓不信、魏曼多奉公以伐范氏。中行氏弗克。二子
將伐公。齊高彊曰、三折肱知爲良醫。唯伐君爲不可。民弗
与也。我以伐君在此矣。云云。以文の意は、三度も肱を折り
たる病人が、能く醫者乃上手あるを知るものなり。己も齊は
國もにて、君を伐との不備法で、け國へ出奔して居る
るれば、彼もよく君に敵對申るはあしき事ありと、齊の
高彊が范氏中行氏を諒め、三つ折肱を折くは
病客は過ち不喻へあり、彼も一醫者の事はあしき

古今文人の以故夏を用申るは、知といふ字を見落し、用いしあり、三折と云、政商者の名、いとも掲札を足くけり、いとまきどくをり。

庭訓往来

玄惠法印が庭訓往来十月の文に、權侍醫邊讀明一流、火書籍療養并名譽達者、拔群火仁候と云、此文を古来より權侍醫邊と讀み來れるは非あり、これは權侍醫邊と讀むべし、職原抄に侍醫權侍醫と云の名目見えたり。

僧寧一山

寧一山といふは、元の時に日本へ渡り來りし僧あり、墨跡甚

名有りて、終に南禪寺の開祖とあり、朕、元史を見、るに、外夷傳九十五卷、曰、成宗太息、二年、速答兒乞用兵、日本、帝曰、今非其耻、朕徐息、三年、遣僧寧一山者、附商船、往使と有り、これ、何を何の事と云く、我國の地理要害を伺ふ所の奸細、大國賊と云、果して蒙古の賊軍、我を襲ふり、これ、寧一山の事、此にあり、予、これを、とこれを崇信し、一大刹を建立し、其住職、開祖とせし、るは何ぞや、北條氏の經濟、武備、其粗畧を、予、想ひ、観るべし、これ、既往の人、其隱惡を、説き、露は、はる、是れ、は、真に恥する所、予、は、何ら、事と云、これは、國家に係る

取の大夏たればば不掲げ出しく、後此經濟乃君子
此顧省に備ふ。

札律かひ

錢貨の代りに楮不券約を記し印信を押しし、通用
するに我國ではこれを札づらひと名づく外邦でも
舊くより有るあり。周礼に責を称し傳別を以てする
るを触と有。これありてかくのはじめといふべし。
漢の武帝此時に公用不足あるより白鹿皮にて幣と造
り、竜馬龜等の文を記し、特に王侯宗室朝觀薦璧
の實めせり。民間此通用は非れども後世楮錢の原め

あり。廿後唐の憲宗此時に飛錢有り。宋の太祖此時に便錢
有り。廿後真宗の時に交子務を設け、又高宗の時は會子
あり。金元と云ふは皆寶鈔皮幣の二にあり。さて皇國
ては後醍醐天皇復辟此後、始め紙錢を行はれし、
太平記に及申。紙鈔とは札律かひの事あり。

南方けぬき

尾張國名護屋に鑄子を制する鍛工有り。古方と號せり。
故老の強に足利將軍義教公富士御覽の時、親田の圓福
寺、御止宿ありしに、鍛工より鑄子を献りける。御稱美
有て、さんばうよき、けぬきをありと命ありしより號

セると云。これは諸葛武侯の後出師表に魚雁北征泣先
 入南故五月渡瀘深入不毛と云のころを合せられ
 辞ありと云傳ふ。

大蓮明院

天統園隨筆に尾張國日比津村の定惠寺此點鬼簿を見
 一に日蓮を大蓮明院と號名と有り外之も此の如く號
 するや知らばと。

清の康熙帝此對聯

日月燈 江海油 風雷鼓板 天地間一番戲場
 堯舜旦 文武末 莽操丑淨 古今來許多脚色

これは人も知りしる康熙帝の對聯少くも豪邁放蕩
 の語あり。其文字は稗官小説亦此體にして以類ひ甚ま
 るし左に抄出に。

傳奇院本 句欄 演場 劇場 戲臺 小句欄 塊
 偏棚 戲棚 戲房 山棚 戲齣 雜劇 戲文 花
 窮 脚色 艷段 二艷段 一齣 二齣 介科
 引戲 演戲 句欄戲子 梨園子弟 俳優 戲子
 旦 生 末 丑 淨 兩脚 葵君女 老旦 小
 旦 惡脚 浪子 打渾 啓科 念
 且つ康熙帝の印章此文字に體天主人とも又は方機

餘暇ヨレヒとも又は山河主人サンカノカミともありしと。古老の説あり。

ちひさ刀チヒサカ

富家語抄に云。ちひさ刀は本武家より始まる。公家は昔は用ひざりしるあり。朕水ミヅども二百餘年ニヒヤクニジュウネンばかりこのかゝ公家も用ひるあり。つかしうらさめはあり。目ぬき、鐔ツバをばかけぬるあり。さうに近代は鑢ツルををけし柄ツバもまくるあり。これほよろしからぬるあり。

庶人の佩刀シヤウジンノハヒ寸尺スンシツ制セイ

今平人の佩ハヒる所トコロは服指ヒキササと云ものは昔ムカシの小刀コカチあり。廿五ニジュウゴちひさ刀チヒサカといふは指留ササドメのりにて。小刀コカチをもちて首カビをか

くちど、記録にも見えしり。然しからば庶人シヤウジンは佩ハヒあくる物モノとれども。今は平人ヘイジンも免許免許ありて。指ササせらるるとん争マギは實承マコト承マコト六年の條令ジョウレイに。町中マチナカ大脇指オホワキササを帶候オビカケる御禁制ミキザシのよしあり。大脇指オホワキササは御禁制ミキザシと看ミぬは。小脇指コワキササ御免ミクシある。又明白マカハシとり。さて女大脇指メオホワキササと。小脇指コワキササとの。寸尺スンシツ制度セドを明アら。かにせんと考カガめるに。大脇指オホワキササ至要シヤウイマウ抄シウは。一尺三寸イツシツサンを用ヨウると有アる。然れどもこれコレは古制コセにして。女メは懷中クワイチュウ指ササも有アる。御當代ミトウダイの制度セドあらんと尋タぬれば。古老コウラウの説セに。脇指ワキササ一尺八寸イツシツハチスン定式テイシキありと言イはれども。女メ證シヤウ文ブンを見ミるあり。

脇指取扱いの支

菅塘故實に云。脇指を扱ひの事は刃は陰物にして使ふ
時は陽とあるなり。左は陽右は陰なり。貴人の前にて脱
ぎ出す時は各の方にさして刃の方をも右に向けるなり。
又同輩の人此前よりは左にさして刃をは右にするなり。左に
さして勝手よきやうにせぬが礼儀なりと道遙院實際公
の記にあり。又云。貴人の前へ出る時は刃をさして出るなり。
勿論なり。八公家にては脇指も解あり。然れども鹿苑院
義満公の仰に武士とらん者此人小逢ふに小刀一本は離
されざるなり。されど刀物を帯すれば无礼と云れば其

脇指を解かばりふ次の間に扇子を解て出よとあり。平人
は丸腰を出る中あれば扇子はぬくに及ばされどももし
小刀を指ておんと思ふ時は主人も扇子をぬくる事あり。此
足代家の日記に有り云々。

番字嵬瑣

二餘齋筆嘉靖初給支張紳上疏言明政中論學術不正
一條有番字嵬瑣上以此四字間内閣值慎在史館
即取荀子非十二子篇以復敬所蔣公喜曰用修史博何
減古史籒頌手近日史學謂不必讀書考古不必格物致
致正荀子所謂番字嵬瑣者也

輝星按に喬古穴切譎同字譎同喬字欺詎誑也
五罪切音顔狂險也瑣音負奸細也行曰瑣故に
喬字崑瑣といふは俚俗の鄙諺に招牌倒し器具威
しといふの意ハ一々浮靡性詩文を以て諸生を惑
胡論ある書画を鬻ぎて愚俗を徇あして聖賢の心
術躬行はこの務まざるのみも人々を誑し
ことなれば苟も道に志ある君子はこれに
喬字崑瑣の人とあらざる此用心をすべからず

猫見

酉陽雜俎曰猫洗面過身則客至

按に我郷の俗尚此譎を以て猫面を洗ひて身を過れば
遠くんとして雨多しの候と云

又云北人曰猫不過揚子金山音過金山則不捕鼠

吾浪速の墨江の社前を過れば其猫必鼠を捕る
るありと云ば此に已むを得んし猫を捕れば墨
江社を過ることある所は遙く東へ迂道して社
後を過ると云これ狐彼邦の狐は江南へ渡ること能は
亦我邦の狐は佐渡の國へわくらざるが如きは似
るあり

けんこ

古老の説に民間は身傍ふ五つの数をけんこといふるは
阮古切五ふればなりと果して然らざるは

勘當

徂徠より中丈助と云者への返書に勘當勘當といづれも
倭字にては罪過を吟味するを勘當と申より倭字
誤り来りらとお又くも然らば勘當勘當にて倭字と
心得て不秋の別義に叶いん文字を付くは必ずしも
んとも却てあて字あるべくと有り。

按に唐書の中軍中不暇勘當と見えたり彼邦の人
も用ふる所の熟字ありこれ其語を勘當して輕重の込ふ

當すと云の義あり。徂徠は粗放なる字文にてかや
あるは往々有稱一ありぬあり。

長崎童子の復讐

松寄才藏が窓のすまみに云長崎小神樂と名のる相撲は
男者なり固より強剛人にすむれ不敵のあめれ者あり
享保八年の頃也或商人のものと来り何れを争ひ
出て云つり夫婦ともに切殺しを待たしぬありぬ
或は肥後小原の事なり廿付れ一あとに四歳と二年
との男ありしが誰が何けてそとらん延享の初は
サつと十九歳とにありぬほどつぬるをればそれが男と

ある者も女ありし。一日舟をり。子母菜を賣りて町内を
過り。舟に夕方ありしに或家ありたけさくすまじき
僧の出て向いのおふ入るるを見れば。あきて人の吐し
すをせけ。祢ら敵の神樂あぐめと意はる。されども
それと足極まじきやうなれば。いかにしては僧や
聞ふんと思ふ中に。甘家より呼かけ。芋をかかふんと
交り。よりりふ。いとよきわか者なれば。高家も何はれ
がりて。今より後は常に来れよと懇に云れば。茶あぐ
のこて。さうて向らる。は。只今は家より出と。僧はいろ
人あやといふに。さればかれば。若け地を神楽といひし者

あり。かれはは。あそ人を殺して遠く遁れし者あれば。は
あそあそ。べきそのあはあぐと語り。あはそくにん落付
れば。さらぬ体にてゆり。いろぎ。おにま。りて。兄弟
かの宿にり。神楽あぐ。小ね。を見付。り。誰か。が子
兄弟。数。年。経。ら。い。い。が。射。郎。あ。ら。ぬ。親。此。仇。の。か。は。ま。じ。
尋常。小。出。あ。くと。呼。け。り。れば。あ。ぬ。り。と。さ。る。や。と。久。し
あり。れば。半。裏。へ。廻。り。て。あ。ら。に。ら。の。窓。を。破。り。て。走。り。て。走。り。
へ。飛。込。ま。大。船。へ。は。ん。と。思。ひ。け。る。な。れ。ど。泥。の。中。へ。陥。つ。て。動。
き。な。ら。ず。し。て。あ。ら。を。両。人。と。も。に。切。つ。け。て。あ。ん
なく。殺。し。て。去。り。あ。の。者。共。を。あ。り。て。見。れば。二。人。あ。ら。

十歳ばかりのうらた小兒此服をひろくくもた狂引やあり
て上に着きたり。いいの多まと伺と方かりしにい我われ多た兄あに才さい十歳じゅうさいは
りのかんご前後ぜんごよりいびびるるを念おもひ付つけしいひひが年とし経へて急おそるこ心こころも
おおままるるんやとおししれてお世よの服ふくを多おほくはへいまま今いま白しろ著きアアんんは
かかききていろろげげををくくれれどもも狂くるままくくてや破やぶれれたたりりとと言いひひかかて
はは又また関かん東とうへへ七しち告つられれるるををはは廢ほう棄すたたにに知しるるをを賜たまひひてて狂くる産さん業ごうを
くくていままにに律りつかかれれぬぬらんらんとともも米こめ十じゅう俵べらうづづ狂くるりりししととぞ。

あつ、
富たみ穴あな語ご抄しょうにに多おほくくををばば穢まじ多たと書かくくはは宛あて字じありり。燕えん丹たんと
書かてよここををまりりてて燕えん丹たんとと訓くんががああしし昔むかし異い邦ぱうのの燕えんのの太たい子し

丹たんと云いふ人ひと丹たん波は國こくにに使すまま居ゐセセリリ。日に本ぽんのの人ひと異い邦ぱうのの何なに氏しややらん
知しれれぬぬ人ひとととしし參さん會かいセセ也也。日に本ぽんのの人ひと又またははららささるるかかああらら家け業ごう
世よしし。ささららににああのの牛うし馬まのの捨すてて者ものをを拾ひろひひてて皮かわをを剥はぎぎて
家け業ごう小せうセセーーもも起おこれれりり。燕えん丹たん軍ぐん三さん千せん日に本ぽんへへ渡わたるる時とき男おとこ
女め數かず人ひと来きるとと見みええししありりとと有ありり。

輝てる星せい按あにに燕えん丹たん軍ぐん三さん千せん日に本ぽんへへ渡わたるとと云いふ。何なにのの書かきに出いで
ししややいいまま、し見みええしし。狂くる再さい考こうすすしし。

白酒 諸白 單白

天てん香かう樓ろう偶ぐ得とく云いふ。古こ人にん酒さけ以もてて紅こう爲なるる惡とく白はく爲なるる美み蓋さい酒しゆ紅こう則すなはちち濁じやく白はく
則すなはちち清せい故こ謂いふ。薄はく酒しゆ爲なるる紅こう發はつ而して玉ぎよく體たい。玉ぎよく液えき瓊じゆう漿じやう等とう名な比ひ皆みな言いふも白はく也也

梁武帝詩云金椀盛白酒正言白酒之美近來造酒家以
白麴爲麴并春白秬和潔白之水爲酒久釀而成極其珍
重謂之三白酒於是呼數宿而成之濁醪白酒使詩詞
家不設用白酒字其旨矣

輝星按に吾邦の造酒家亦諸白單を此稱者げん
諸白とは蒸米も麴も共に白春にしく上品の製法を云ふ
又單とは蒸米をのこ白春にしく麴は粗粉を用い
て制す故に單白と稱すと云これと漢同義なるあり

中臣 豊臣

火山色樹云中臣は名目なかとこあり實はあかはみ

れどもツオの切トあればツオをつめてあかみと名目
するあり又近世は豊臣もとありあかみとよとみ
と名目する中臣の例ありと

榊弓 檀弓 槻弓

又云あけさゆきは榊の木を他りまゆきは檀木にて
作れる弓ありさらばまゆみの弓と云べきを檀の弓は中
申みといふ弓の香ばかき弓といはざるもこれたれ
あり先達此傳ありと

按に榊弓の弓先達を明解ありこれに槻弓とまゆ
榊をもて作れる弓の弓あり今も槻の木は類ひの木を

もて弓を制する中心とん、楸を律きと訓ずるは攝津國の地名に高槻と云処有り。

節分 土用

又云節分とは春の前の日を云ども四季にも節分といふ者古書も見えたりと。

按にこれ狂四季ともに土用と云る何れとも打任せて土用といふ時は夏秋の間は土用のるとおもへると同じナと有りにもこそ。

天息不孤

かけまくもあまのいけなき我千五百枝の皇國此万國に

卓立に一又はは八百日行濱の真砂に數多きが中にも

天神地祇の昔より今日小至るまであゆみ日嗣の皇統上に縣連とて神孫地臣位下に取け順ふて天地と共

小无窮に徳く玉はんるは實に宇宙最一の惠風佐化とぞ称歎しなむ。べきるあり。故小異邦此人主の我國を指て

君子國と稱し遙くに東向して肅拜せられいともすぬ固よりこれられるは先非事の説もたふりたり固小謂ふに

彼邦の先聖孔子也師子孫の連縣とて今に強せば代々衍聖公小封せられて天下に賓客たりこれも人の純

く聞知れるるるあれども獨り孔聖の子孫のこふは非は

周公の御子孫及び端木子貢の子孫も其に比魯國曲阜
縣北闕里に在りて清の康熙二十一年壬戌に康熙帝南巡
して闕里に至り聖廟を祀られし時に孔門墳墓地は
童壘せると云ふを以て墓地を廣く免除し周公の後裔
東野泐が世官とありて先祠を奉せんといふ此願ひを
申すし子貢の嫡支端木植端木謙が博士を以て祠を祀
んといふの上疏を許可せられし事と孔聖六十四代の
孫孔尚任東塘の記に「出山異數紀に見ゆ凡先聖孔子此地ありも今文化丙寅の歲に至ては二千三
百五十年許りに及ぶ又周公の地は我神代の時に」

三千年に向たり然るに周公孔子及び子貢の子孫も
に闕里に在りて今に祭祀強々香火お續する事はこれ
聖意孤あるに必ず鄰有る者にはあらざるや且康熙帝
の周公は姫姓あるに女子孫の東野姓ある事を不審せ
られしに東野泐然奏して云昔伯禽の季子子を魯と
名く東野に食采せり因以て氏と名と申す又周公の廣
何処に在ると同様に指し奏して云東望の高阜松
柏蔚然ある者即ち魯公の世廟也と復せし事ある者
其文を全く出さるればとも繁長たるを厭みて思ふ
至

いろいろの服

喪の服とは祿のミ色此服あり古へは蒼衣ともいふ。粗き布の衣此名目あり古今の忠峯此歌に。

ふち衣はのし系は正人の後此玉の緒とそありなる。

さらば裁めも緝はざるありと知へし又平家物語組搔の條に源二佐相撐川の端迄此遣いふ冬られり。そのありいろの姿小出立鎌倉に入らると云。又今の世民間ふは葬式此肉縁忌掛りの者白无垢小浅黄此上下を著してこれをいろを著すと云。よ家物語の頃よりいろのほめと有り。びいろといふ字の義理いかと考へしに。此は倚廬

の服を著るといふは轉畧あざし。元来喪と云ふは服を持するの名あればなり。其本は藤衣祿のミ色此喪服にてあるといふ。いつか轉じて白むくとあり。あるといふ。それに就ては白きと云ふ。古の色此めくにもゆるる小玉れり。これ保りの甚しきあり。浅黄は此色の衣服あり。白は五色此本にして。五位諸大夫以上者では著する。能はざる。おても。其吉服たる。知ぬし。

窠の紋

焮山色樹が云。窠は音クワと讀。此鳥の巢あり。天子此御服の御紋に付る窠は。ハツあり。これ鳳凰也。窠あり。五つは

繚鳥の巢すなりて臣下に用ふるあり。今俗に四ツ五ツの巢は黃瓜きりぎりすの切口きりぎりすありとて木瓜きりぎりすといふはひびがるあり。鳥は軒のきあどに巢すをかくる者あれば帽額ぼうがくの紋もんに巢すをつけらるあり。これをもかろと云をらばしもや多田義俊が説とは俗に巢すを木瓜の切小口きりぎりすありと云て祇園ぎげんの社やしろに定紋じやうもんこればすて祇園ぎげんの氏うぢ子は木瓜を食くはする者大じある得あり。これは本鳳凰ほんほうわうの巢すの形かたちあり。故ゆゑに紋もんを巢形すがくと云。元來は鳳凰頭ほうわうがしらの太刀たちは鐘かねあり。鳳凰頭ほうわうがしらの太刀たちは鳥頭とりがしらの太刀たちとも云。日本紀よめふみあどふは頭槌かぶつちの太刀たちと看みて。上古こゝろは臣下も用もちひし。が中古より天子てんしはより佩はかせらる。太刀たちに鐘かねを巢すにたりて

鳳凰の巢すより飛出とひだる。此形かたちちを造りつくるあり。鳳凰は天子てんしに喻たとへる者ものあれば。太刀たちを天子てんしは太刀たちと定められ。るあり。鳳凰の巢すより出でるを見みては。諸もろ名な怖おそれ。道みちを避さく。天子てんし禁裏きんりを御出行ごしゆくわうの時ときは。万民ばんみん先まきを拂はらひ。清きよめなつる。よ申まをして太刀たちは諸もろ名な邪よこしま氣きあどを拂はらひ。魘おそれ。もおそれ。避さくと云いふ。意いう。武士ぶしの崇敬しんけい物ものと云いふ。祇園ぎげん素蓋すさい。鳴尊なるのみことは武ぶ勇ゆうを司つかさどり。玉たまふ神かみある。社頭しゃがしらの定紋じやうもんとし。存ぞんずるあり。朕みづかるに世俗せきよくの説小織田信長せうしでんしんちやう此紋このもんが巢すにて。有あり。故ゆゑに信長しんちやう紋もん付つの幕まくらを祇園ぎげんへ寄附よせつけせられ。あり。祇園ぎげんの紋もんにあり。と云は。うらうへは違ちがひあり。元來もとより信長しんちやう

は、其先祖より尾張國對馬の祇園地氏子にて百一なる
は、紋を著られしるるありと云。

民家に屋號を稱へ

凡そ今平人の家に何屋何某と屋號を稱へるるは至
つて文雅なるるなりて、胡論を稱號ありはあはれり。
は、足利家の時よりや始りつらん、其康富記に云、應正二
十七年十二月七日、吉日祭也、予依處分配早朝南都下
向天蓋小路龜屋著、史吏員職行等同宿也。又康正元
年十一月廿日、メシ状に綾小路大宮酒屋と云。又此
記文中に往々、魚屋、鯛屋と云るるあり、これより考

の記録はいま、見ゆらば、或人其説に、奇意紀、小鹽屋、鯛屋
といふ人見えり、と云、秋れども、これは鹽屋と云姓にして
かの後世、世々、屋號は、何らざるあり。又、異字、かゝるは
民家に屋號と云るは、無し、香號と云字を用申、これは家
と云は、どの義あり、船載、花墨、や筆、や織物、等に
大生號、トヤの斯文、障、あど、あるは、日本の屋號と同じ、
故に屋號は、雅號を許され、るなり、て、卑賤、此稱、非、
何堂、何齋、何亭、かど、云に、同じ、文雅、あるるなり、且、浪、
あど、は、匹夫、の妻、を、女房、と、稱、し、公、義、へ、上、る、戸、籍、
皆、女、房、と、記、す、る、を、許、さ、る、女、房、と、は、尊、貴、小、み、や、仕、入、る、

女メ驥ウマおどの称なづなりて。これ匹夫の称なづにべきるに非あらず。何なにれ
取とりてこれらの義ぎを作つくられしや知らん。

正月吉日

今民間の牒ちやう簿ぼに正月吉日と題う記かす。これは吉祥日といふ
るはれなく小皆おもしろも。実は正月朔日と云ふるあり。
詩經の小明に。二月初吉。載お離ろ寒暑。又周礼に。正月上吉
といふも皆朔日の義あり。これらを以て知ぬべし。

拙者

俗間通用の語及び往來しんかん手簡てんかん字じふは自己おのれの字じを拙者
と云。これ國俗の造語ぞうごあらんと意おもひしに異邦いはうふても

用もちる者ものあり。潘安仁はんあんじんが閑居かんきよの賦ふ及び朱子文集しゆしもんじふにも拙者
の字じ見えたり。

參川國

風土記ふうどき曰いひ國有こくあり男川おとがは豐川ゆたがは矢作川やはぎがは止と三河さんか故名なづ國くにと云。
今按いまあに男川おとがはとは大平川おほひら。豐川ゆたがはとは吉田川よしかわ。矢作川やはぎがはとは岡
崎川おかざきなり。おとがはの矢作市やはぎは今の岡崎おかざきに當あたるなり。

耳塚

古いにしへへ源賴義げんらいぎ朝臣あそ陸奥むつの躬敵みよたけを征代せいだいして。其その賊徒そくどの身み
を削そりて。京都きやうとに投なげ入りて。これを埋うみ堂祠だうしを建たてし。
等身とうしんの阿弥陀あみだ像ざうを安置あんじし。即すなはち今の六條

防門西洞院の西なる身輪堂ミリンドウにあり。後豊臣氏トヨトミノウヂの朝アサ、ハシラの
役エキに韓人カンジンの身を殺コロり取り歸カへりしを。京師キョウシ方廣寺ハコウジの境ケイヂに
小埋コヅメして身塚ミヅカと称ナせられしは。身輪堂ミリンドウの例レイにあらへる
たゞし。

中間チュウカン

今武家ぶけに中間チュウカンと云いふ称ナあり。これ至いたつての卑賤ヒケン者モノあり。
朕みかどれども以もつて称ナも舊ふるきものにて。古今コキン著聞シヨクブン集シツに中チュウ間カン
にああられけると有あり。

尅盡キクジンの詠エイ

延喜式エンキシキ大政官ダイセイカン凡ソト内外ウチノト諸司シヨウシ印イン尅盡キクジン應オウ改造者カウサイシャと何なにをば。

天統テンツウ因イン隨筆ズイヒツは盡ジンの字ジ為なに畫エ字ジ小コ他タるべし。字ジの誤アヤマ
りあり。尅キクの字ジ刻キクと同ナし。日本ニッポンの古書コショ刻キクの字ジは。必かならず尅キク
作つくる。不ふ習じゆ通ツウ字ジあり。刻キク畫エといいふは。文字モンジふもせよ。又また唐カラ州シュ
やうの物モノにもせよ。其その形カタクちを彫エリ付ツるあり。刻キク畫エは文字モンジ
漢書カンショに見みえこり。前賢ゼンケン誤アヤマりしきげをつきと讀よみなすは何なに
ぞやと云いふ。

輝星キヒシヨウ按アに敬道ケイドウが尅キク字ジを改あらめ辨ワカを弗フ得ツし。漢書カンショまで
引ひれるもとも窮クウ鑿サクの説セツあり。やはり前ゼン文モン也ナ通ツウりに改あらめ
ずし。終シュウく解トクるあり。尅キク盡ジンとは。大政官ダイセイカン内外ウチノト諸司シヨウシ印インの
磨滅マダツしてすれるぶもこも又またをいつつるあり。亦また下しもに

また改め造るべき者といふの文有。これにて分明なるなり。但し尅盡をすれつきてと訓ずればよく明らなるあり。一友生の云尅尅字は刃の字共誤れるなり。漢書韓信傳曰刻印刃忍不能予といふは刃の字にては安當共義なり。

キビ一よ

今陶器の茶わあ一を邦俗キビ一よと呼ぶは本字はめ何ふやとおもひ一に即ち急須の字あり。キフニキキが轉じ一キビニヨとなりたるなり。杜氏全集に急須相就飲一斗とも見え。又三餘贅筆に呼暖酒器爲急須急

須者以其應急而用也といふ。これにて甘き我知らるあり。

一休和尚香子

僧一休師のるは世人共よく知れる所あり。はんに子者り。ふまは。耳めつら。きるあれども。氷戸黃門公の撰著あり。大日本史に載られ。まは浮たる説あり。あらじあし。

大日本史卷九十九列傳第二十六皇子十四云僧宗純其母獲罪出宮。毗育身應永元季正月。生宗純。民家人无知其爲皇子。称其帝大漸繼嗣未定。毗後花園帝在伏見。潜邸宗純。突奏上皇。曰宜大爲嗣。迺化倭歌。上止。曰斗岐。

波岐夜古氏羅能古須惠豆美須底余余於豆玖多計能
 曾能波市止美珥皇嗣遂定文明六年秋住大惠寺十三
 季十一月逝季八十八安像於真珠庵及酬恩庵所著有
 狂雲集傳于世宗純心機悽澹詠諧戲慢物我相忘貴賤
 一視志存慈惠隨得隨施兒童馴悉鳴雀就啄嘗居和泉
 堺浦每出街市携一木劍看問止者則曰世實知識猶比
 木劍室止則似矣出止則木片耳殺人猶不能沉能澹止
 乎其徒傳止画杖劍于像後小松帝臨崩入宮進對帝大
 悦親賜光朝寶墨聖艸飛白數帖宗純生平不蓄一物唯
 此數帖到处乃隨有子爲僧曰紹偵號岐翁居攝津櫻塚

云。

按に攝津の國豊嶋郡原田庄小櫻塚村と云有り。

它山石先考所著咎眈彫刻
 過半而未得全巧者有季矣
 今也應竹苞樓主人震補正
 闕誤而爲善本以併世觀
 天保甲辰霜月 多州源黃跋



松井七郎著

弘化二乙巳春

東都

西英

宮彌兵衛
屋大輔

浪速

河内屋喜兵衛
敦賀屋九兵衛
同彦七

發弘書舖

皇都

藪田新兵衛
升屋勘兵衛
錢屋惣四郎

西
萬
十
廿
卅
卌
卍
华
协
卑
卒
卓
協
单
卖
南
単
卙
占
卡
卢
卣
卤
卥
卦
卧
卨
卩
卪
卫
卬
卭
卮
卼
卽
卭
卮
卼
卽
卭
卮
卼
卽

